

海田町告示第 30 号

海田町新規店舗出店等促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町新規店舗出店等促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町は、実績のある事業者による町内での新規店舗出店や既存店舗による新業態展開を支援し、町民生活の利便性と町のブランド力の向上を図ることを目的として、海田町新規店舗出店等促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、海田町補助金等交付規則（平成 7 年海田町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 創業 3 年以上の事業実績を有するもの
- (2) 補助事業が完了した町の会計年度終了後 3 年以上継続して町内で事業を実施する予定のもの
- (3) 国税及び地方税を滞納していないもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条に規定する営業許可を受ける対象でないこと並びに同法第 27 条、第 31 条の 2、第 31 条の 7、第 31 条の 12 及び第 31 条の 17 に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないもの（新規創業者については、開業の時点で、営業許可を受ける対象でないこと及び届出の対象となる事業者でないこと）
- (5) 海田町暴力団排除条例（平成 23 年海田町条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しないもの

2 前項の規定にかかわらず、他の法令、条例等の規定により補助金を交付することが適当でないと認められるものについては、補助対象者とししない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内において実店舗を新たに開業する事業又は既存店舗において新たな業態を展開する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町民生活の利便性と町のブランド力の向上を図ることに資する事業
 - (2) 海田町における地域課題の解決を目指す社会的事業
 - (3) 第7条第2号の事業計画書のとおり、事業を継続することが見込まれる事業
 - (4) デジタル技術を活用し、生産性の向上、新市場開拓及び成長を目指す事業
- （対象業種）

第4条 補助金の対象となる業種は、次のいずれかに該当する業種とする。

- (1) 小売業（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の中分類番号56から60までに該当する業種）
- (2) 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業（日本標準産業分類の中分類番号76及び77に該当する業種）

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費であって、補助金の交付決定日以降に取得した設備投資に係るもののうち、固定資産台帳その他これに準ずる帳簿に登録する償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく償却資産として申告されるものに限る。）の取得価額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、同一経費について国、県その他の団体から補助金等の交付を受けている場合には、当該経費は対象としない。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、町の会計年度内において、補助金交付の決定を受けた日から補助事業を完了する日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、海田町新規店舗出店等促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業者概要書（別記様式第2号）

- (2) 事業計画書（別記様式第 3 号）
- (3) 収支計画書（別記様式第 4 号）
- (4) 設備投資計画一覧（別記様式第 5 号）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第 6 号）
- (6) その他町長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査会を開催し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、海田町新規店舗出店等促進補助金交付決定通知書（別記様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、適当でないと認めるときは、海田町新規店舗出店等促進補助金不交付決定通知書（別記様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。
（変更又は中止の承認）

第 9 条 前条第 1 項の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、海田町新規店舗出店等促進補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第 9 号）に変更（中止）設備投資一覧（別記様式第 10 号）を添えて、町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を大幅に変更する場合
- (2) 補助対象経費総額の 20%以上の額を減額する場合
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合

- 2 町長は、前項の変更（中止）承認申請が適正と認めるときは、海田町新規店舗出店等促進補助金変更（中止）承認通知書（別記様式第 11 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、当該年度補助事業終了後に海田町新規店舗出店等促進補助金実績報告書（別記様式第 12 号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第 13 号）

- (2) 収支決算書（別記様式第 1 4 号）
- (3) 設備投資取得一覧（別記様式第 1 5 号）
- (4) 当該設備等の取得価額及び支払を確認できる書類（請求書、領収書等）
- (5) 当該設備等が固定資産台帳その他これに準ずる帳簿に記載されていることが確認できる書類
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の 4 月 3 0 日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第 1 1 条 町長は前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、海田町新規店舗出店等促進補助金交付額確定通知書（別記様式第 1 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 1 2 条 前条の通知を受けた補助事業者は、速やかに海田町新規店舗出店等促進補助金交付請求書（別記様式第 1 7 号）を町長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については町長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、町長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は海田町新規店舗出店等促進補助金財産処分承認申請書（別記様式第 1 8 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前項に定める申請があったときは、当該処分等の妥当性を調査して、財産処分がやむを得ない事情と認め、承認が妥当な場合は、海田町新規店舗出店等促進補助金財産処分承認通知書（別記様式第 1 9 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、当該交付決定を取り消した場合は、海田町新規店舗出店等促進補助金交付決定取消通知書（別記様式第20号）により補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助対象者要件及び補助事業に違反した場合
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (3) 補助事業の完了後、やむを得ない理由がなく3年以内に事業を中止又は廃止した場合
- (4) 補助事業の完了後、やむを得ない理由がなく3年以内に町外へ移転した場合
- (5) 前条の規定により補助事業に係る財産を処分等した場合
- (6) 固定資産税課税台帳その他関係資料により確認した結果、補助対象経費又は補助金額の算定となる事項に相違が認められた場合
- (7) その他この要綱に違反した場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、海田町新規店舗出店等促進補助金返還命令書（別記様式第21号）により補助事業者へ補助金の返還を命令することができる。

（報告及び検査）

第15条 町長は、補助事業の実施状況を確認するため、補助事業者に対し、必要な報告、資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しなければならない。また、書類、帳簿等は補助事業等の完了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した町の会計年度終了後3年間については、決算日以降において速やかに海田町新規店舗出店等促進補助金事業現況報告書（別記様式第22号）を町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。